

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき期末手当を次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
	改定後	1.200	0.950	2.150	1.200	1.050	2.250	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0	0	0	0	0.100	0.100	0	0.100	0.100
R5	改定後	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050	0	0.100	0.100

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.500	1.175	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0	0	0	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050
R5	改定後	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0	0.025	0.025	0	0.025	0.025	0	0.050	0.050

(3) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	0	1.200	1.200	0	1.200	2.400	0	2.400
	改定後	1.200	0	1.200	1.300	0	1.300	2.500	0	2.500
	現行との差	0	0	0	0.100	0	0.100	0.100	0	0.100
R5	改定後	1.250	0	1.250	1.250	0	1.250	2.500	0	2.500
	現行との差	0.050	0	0.050	0.050	0	0.050	0.100	0	0.100

2 勤勉手当の詳細

(1) 再任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						A	B	C
R4.12	現行	0.950 +2 α +6f	0.950 + α +4f	0.950 +f	0.938	0.925	0.888	0.850
	改定後	1.050 +2 α +6f	1.050 + α +4f	1.050 +f	1.038	1.025	0.988	0.950
	現行との差	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
R5.6 以降						B	C	D
	現行	0.950 +2 α +6f	0.950 + α +4f	0.950 +f	0.888	0.875	0.838	0.800
	改定後	1.000 +2 α +6f	1.000 + α +4f	1.000 +f	0.938	0.925	0.888	0.850
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050

(2) 再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						A	B	C
R4.12	現行	0.450 +2 α	0.450 + α	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415
	改定後	0.500 +2 α	0.500 + α	0.500	0.487	0.481	0.473	0.465
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
R5.6 以降						B	C	D
	現行	0.450 +2 α	0.450 + α	0.450	0.423	0.417	0.409	0.401
	改定後	0.475 +2 α	0.475 + α	0.475	0.448	0.442	0.434	0.426
	現行との差	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025

3 実施時期

令和4年度分については、令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和5年度以降分については、令和5年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。